野田市公共下水道運営審議会次第

日 時　平成２９年８月３１日（木）
　　午後１時３０分から
場 所　野田市役所　８階大会議室

１　開　　会

２　会長挨拶

３　報告事項

報告第１号　野田市公共下水道事業地方公営企業法適用について
報告第２号　野田市公共下水道整備計画について
報告第３号　野田市生活排水処理基本計画について

４　そ の 他

５　閉　　会

報告第１号

野田市公共下水道事業地方公営企業法適用について

◎ 概　要

野田市の公共下水道事業は、昭和４８年に流域関連公共下水道事業として実施したことに始まり、毎年整備を進めてきました。現在、野田市の下水道普及率は65.3%（平成29年４月１日）で、全国、千葉県の普及率を下回る状況であることから、今後も一層の整備推進が必要です。

下水道会計は、独立採算を基本とする特別会計で、一般会計からの繰出金を入れて処理しています。

◎ 国の要請

全国的な人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大等、公営企業の経営環境は厳しさを増しつつあります。このような中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり、安定的に提供していくために、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められています。このことから、総務大臣通知により、国から人口３万人以上の団体については、**平成 32 年4月までに地方公営企業法の財務規定を適用することを要請**されております。

１　企業会計方式の導入

本市の下水道事業の課題を踏まえると、老朽化した下水道施設の改築・更新の為の資産管理や経営状況・財政状況を把握する必要があります。

現在、下水道特別会計では単年度の入金（歳入）及び支出（歳出）に基づき処理されています。

企業会計方式では、経営状況を把握できる損益計算書※1や公共下水道事業の財政状況を把握できる貸借対照表※2が作成され、これらを分析することで企業活動の全体像を把握し、今後の公共下水道事業の進むべき方向性についてより判り易く見える化し、市民に説明する事が出来ます。

２　法適用の範囲

地方公営企業法第２条３項により「条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部または一部を適用することができる」と規定され、市が任意で全部または一部（財務規定のみ）を適用することができることとなっています。

平成28年度に適用範囲の比較・検討をしたところ、全部適用となると、身分が企業職員になり、新たな条例や制度の制定が必要になること、仮に執務室を本庁舎に置く場合、また、本庁舎以外に置く場合にも、経費負担等の手続き

が必要となること、水防体制となった場合、連絡体制が複雑になること等、移行業務が大がかりになることから、市としては一部適用を選択しております。

3　今後の移行スケジュール

今後の移行スケジュールについてですが、資料１のとおり、平成29年度から30年度は主に固定資産調査とその評価業務※3を行い、次に、30年度から31年度は主に企業会計への移行に向けた関係部局との調整事項の整理などや固定資産台帳及び企業会計財務システムの選定・導入を行い、32年４月１日に移行するスケジュールで業務を進めております。

※1 損益計算書

一事業年度における当該事業の経営成績をあきらかにするために、その期間中に得たすべての収益とこれに対するすべての費用を掲載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書です。

※2 貸借対照表

財務諸表の中で代表的なものが貸借対照表で、一般にバランスシートと呼ばれます。貸借対照表は、一定の時点における当該事業が保有するすべての財産を総括的に表示したものです。その要素としては、資産・負債及び資本があります。

※3 固定資産調査とその評価業務

下水道事業として保有する固定資産について、決算書及びその付属資料や工事台帳等の情報を整理し、資産の取得時点の額である帳簿原価（取得価額）を把握すること。

資料1

地方公営企業法適用 行程表

	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	３２年度
準備作業	・適用範囲（全部・一部）の検討 ・決算書及び過年度の工事関連図書等固定資産評価に必要な資料整理				平成３２年４月～ 地方公営企業法適用
固定資産評価業務		・調査基本方針（マニュアル）の作成 ・資産調査・整理	・資産調査・整理 ・資産評価	・資産調査・整理（平成30年度取得分） ・資産評価（平成30年度取得分）	
企業会計移行業務		・H29.8.29　関係部局との意見交換会 ・H29.10月下旬　職員研修 （公営企業会計基礎）	・H30.6月頃　職員研修 （会計処理実務演習） ・H30.11月頃　職員研修 （予算編成・決算事務） ・関係部局との調整事項整理 （事務委任含む）	・条例規則の制定・改正 ・新予算の編成 ・関係部局との調整事項整理 （事務委任含む）	
各種システムの選定・導入		・システムの導入検討 ・H29.8.1、3　水道部会計システム勉強会	・システムの選定・カスタマイズ	・システム本稼働に向けての準備作業 （固定資産評価データの反映）	

報告第２号

野田市公共下水道整備計画について

１　平成 28 年度整備実績及び 29 年度整備計画について

概　要：下水道管渠の整備を図り、都市の健全な発達及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川などの公共用水域の水質保全を図る。

	28年度（実績）	29年度（計画）
整備内容	○整備面積 19.87ha ○幹線整備 7.2ｋｍ 下水道普及率65.32%	○整備面積 11.26ha ○幹線整備 3.2ｋｍ 下水道普及率65.8%

２　29 年度整備計画箇所について

公共下水道の整備計画箇所は次のとおりです。

	施工箇所	工事延長
1	中里字込角地先	Ｌ＝168m
2	尾崎字清水地先	Ｌ＝310m
3	尾崎字堂山地先	Ｌ＝75m
4	船形字上原二地先	Ｌ＝239m
5	七光台地先	Ｌ＝368m
6	清水字馬作地先	Ｌ＝27m
7	宮崎字神明前地先	Ｌ＝151m
8	鶴奉字庚申塚地先	Ｌ＝79m
9	野田字山王山下地先	Ｌ＝208m
10	山崎字上宿地先	Ｌ＝230m
11	山崎字下宿地先	Ｌ＝202m
12	山崎梅の台地先	Ｌ＝25m
13	山崎字東新田地先	Ｌ＝223m
14	山崎字山崎新田地先	Ｌ＝237m
15	山崎字島地先	Ｌ＝72m
16	山崎字東大崎地先	Ｌ＝320m
17	山崎字東亀山地先	Ｌ＝266m

野田市公共下水道計画図（野田地域）

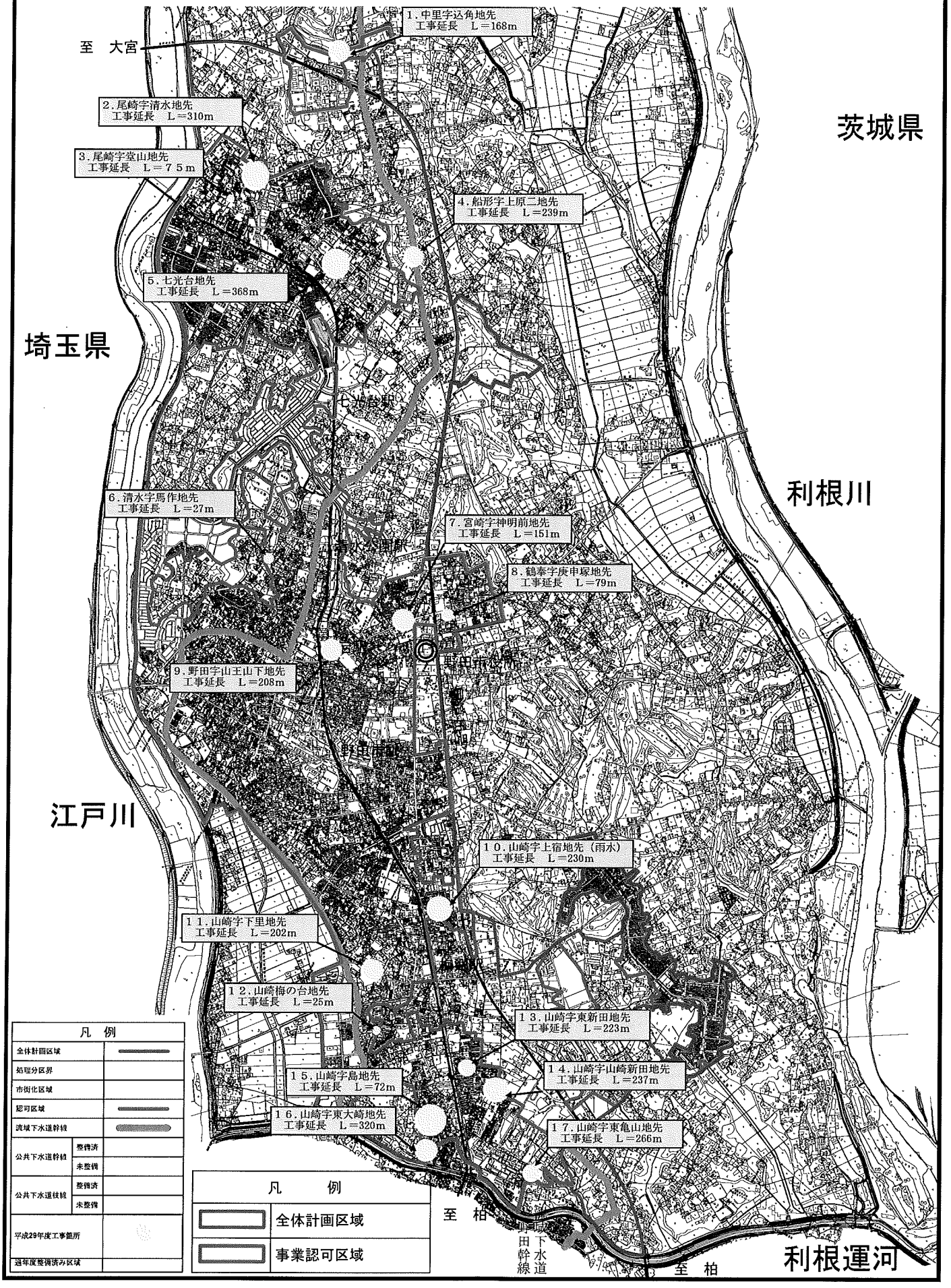

報告第３号

野田市生活排水処理基本計画【改訂概要】

※【　】のページは、資料２の「生活排水処理基本計画（案）」のページです。

第１章　生活排水処理基本計画策定の趣旨

第１節　基本計画策定の目的

・基本計画策定の目的の修正【P１】

平成27年３月に策定された「生物多様性のだ戦略」において、市民参加による自然と共生する地域づくりを進めると示していることから、水質の環境保全は重要な問題であることを加える。

第２節　計画処理区域及び対象範囲

・計画処理区域の人口等の時点修正【P２】

本計画の対象区域面積、人口、世帯数を時点修正する。

第３節　計画目標年次

・計画目標年次の修正【P２】

本計画の目標年次を平成42年度に修正する。

第２章　地域の概況と将来構想

第２節　自然環境

・気象データの時点修正【P４】

降雨量、気温、風速等気象データを時点修正する。

第３節　社会的環境

・人口、世帯数の時点修正【P５】

過去の人口、世帯数の動態を時点修正する。

・産業動向を示す数値の時点修正【P６～７】

産業別就業人口、農業・工業・商業の概況を示す数字の時点修正をする。

・土地利用状況の時点修正【P８】

土地利用状況について、地目別面積を時点修正する。

第４節　水環境、水質保全に関する状況【Ｐ９～13】

・江戸川、利根川、利根運河における水質データーの時点修正

江戸川、利根川、利根運河とそれぞれの水系における排水路の水質測定値、ＢＯＤ値の時点修正をする。

第５節　生活排水処理に関する計画【P13～15】

・総合計画の考え方、基本目標、基本方針、実施計画の修正

新総合計画の策定にともなう総合計画の考え方、基本目標、基本方針、実施計画の修正をする。

第３章　生活排水処理の現況

第１節　生活排水の処理体系【P16】

・生活排水処理体系の時点修正

生活排水処理体系の処理形態別人口を時点修正する。

第２節　生活排水の排出の状況

・生活排水処理形態別人口の時点修正【P17】

公共下水道、浄化槽、汲み取り槽の生活排水処理形態別人口の時点修正をする。

第４節　生活排水処理率

・生活排水処理人口、生活排水処理率の動向を時点修正【P18】

生活排水処理人口、生活排水処理率の動向を時点修正する。

第５節　生活排水処理施設の状況

・生活排水処理施設等の整備状況の時点修正【P19～25】

公共下水道、合併処理浄化槽の整備状況の動向について、時点修正をする。

第４章　し尿・汚泥処理の状況

第１節　し尿等の収集状況

・収集運搬の方法について時点修正【P26】

収集対象物である生し尿、浄化槽汚泥について、第二清掃工場への搬入実績データの時点修正をする。

第２節　し尿処理の状況【P27～32】

・し尿処理施設の運転管理体制について時点修正

し尿処理施設の運転管理、収集体制について時点修正をする。

・処理水、し渣及び汚泥の処分状況について時点修正

し尿処理施設処理水の水質データ、し渣及び汚泥の処分量のデータを時点修正する。

第５章　基本方針の検討

第１節　公共下水道の推進【P33】

・公共下水道計画の時点修正。公共下水道の全体計画、生活排水処理計画目標年次における処理区域面積、人口などの時点修正をする。

第２節　公共下水道事業区域外への対応【P34】

・合併浄化槽による処理の推進及び適切な維持管理を行うことの重要性の啓発活動

第６章　生活排水処理基本計画

第１節　生活排水処理の処理計画

・生活排水処理の目標値、人口内訳の設定【P35】

生活排水を処理施設において処理する処理率について、目標年次における目標値を設定する。

○生活排水の処理の目標　[表 7-1-1 関連]　　単位：%

	現　在 (平成 28 年度末)	(新) 目標年度 (平成 42 年度)	(旧) 目標年度 (平成 29 年度)
生活排水処理率※	72.6	92.4	86.5

※公共下水道人口と合併処理浄化槽人口の合計が行政人口に占める割合

○人口内訳　[表 7-1-2 関連]　　単位：人

	現　在 (平成 28 年度)	(新) 目標年度 (平成 42 年度)	(旧) 目標年度 (平成 29 年度)
１行政区域内人口	154,772	151,932	191,500
２計画処理区域内人口	154,772	151,932	191,500
３水洗化・生活雑排水処理人口	112,398	140,365	165,713

・目標年次における生活排水の処理形態別内訳目標値の設定【P36】

目標年次における下水道水洗化人口、合併処理浄化槽人口、生活雑排水未処理人口、くみ取り人口の目標値を設定する。

○生活排水の処理形態別内訳　[表 7-1-3 関連]　　単位：人

	現　在 (平成 28 年度)	(新) 目標年度 (平成 42 年度)	(旧) 目標年度 (平成 29 年度)
1 計画処理区域内人口	154, 772	151, 932	191, 500
2 水洗化・生活雑排水処理人口	112, 398	140, 365	165, 713
(2)合併処理浄化槽人口	19, 162	26, 961	18, 484
(3)下水道水洗化人口	93, 236	113, 404	147, 229
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	36, 363	8, 321	21, 077
4 非水洗化人口 (くみ取り人口)	6, 011	3, 246	4, 710
5 計画処理区域外人口	0	0	0

・目標年次における処理区域人口の設定【P36～37】

目標年次における処理区域別人口について設定する。

○生活排水の処理に係る処理区域及び施設概要　[表 7-1-5 関連]　　単位:人

	処理施設	(新)計画処理人口 (平成 42 年度)	(旧)計画処理人口 (平成 29 年度)	供用開始年度
既成市街地、工業団地等	公共下水道	113, 404	147, 229	昭和 62 年
公共下水道事業計画区域以外	合併処理浄化槽	26, 961	18, 484	
	内、補助設置	3, 998	6, 333	昭和 63 年

3　計画達成のための重点施策【P37～38】

・住民に対する広報・啓発活動にかかる施策の追加

生活排水処理を適正かつ迅速に進めていくための課題に対する具体的施策について、追加をする。

項　目	（新）計画における施策	（旧）計画における施策	備　考
公共下水道の整備及び接続促進	・公共下水道への早期接続替えを即し、水洗化率の向上を図る。 ・公共下水道未接続世帯に対する啓発（個別訪問）	**記載なし**	
合併処理浄化槽設置補助制度の活用	・公衆衛生の向上、水質汚濁防止等の啓発をするとともに、設置補助制度の有効活用をPRする。	**記載なし**	
浄化槽の適正な維持管理	・浄化槽管理者に対し適正な保守点検・清掃の実施、定期検査の受検等の重要性を啓発する取組みを推進する。	同左	
浄化槽講習会の実施	・適正な保守点検、定期検査の受検など、合併処理浄化槽の全般的な知識を養うための浄化槽講習会を定期的に実施する。	**記載なし**	千葉県と協力して実施
ホームページや市報等による住民意識の高揚	・ホームページ、市報、パンフレット等で周知することにより、生活排水処理の重要性に関する意識向上に努める。	同左	
生活排水処理状況図	・生活排水処理状況図を作成し、公共用水域における各処理施設の事業効果や今後の対応等の資料とする。	**記載なし**	

資料２

（案）

生活排水処理基本計画

平成30年3月

野　田　市

目　　次

第１章　生活排水処理基本計画策定の趣旨……1
　第１節　基本計画策定の目的……1
　第２節　計画処理区域及び対象範囲……2
　第３節　計画目標年次……2
　第４節　基本計画策定の手順 …… 3

第２章　地域の概況と将来構想
　第１節　地域の位置と沿革……4
　第２節　自然環境……4
　第３節　社会的環境……5
　第４節　水環境、水質保全に関する状況……9
　第５節　生活排水処理に関する計画 …… 13

第３章　生活排水処理の現況
　第１節　生活排水の処理体系……16
　第２節　生活排水の排出の状況……17
　第３節　生活排水の処理主体……17
　第４節　生活排水処理率……18
　第５節　生活排水処理施設の状況 …… 19

第４章　し尿・汚泥処理の状況
　第１節　し尿等の収集状況……26
　第２節　し尿処理の状況 …… 27

第５章　基本方針の検討
　第１節　公共下水道の推進……33
　第２節　公共下水道への接続率の向上……34

第６章　生活排水処理基本計画
　第１節　生活排水処理の処理計画……35
　第２節　し尿・汚泥の処理計画……39

第１章　生活排水処理基本計画策定の趣旨

第１節　基本計画策定の目的

平成15年６月６日に旧野田市と旧関宿町が合併し、新たな野田市（以下「本市」という。）が誕生した。本市は、東に利根川、西に江戸川、南を利根運河によって、三方を河川に囲まれる豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境による多様な生態系も見られるまちである。本市では、平成27年３月に策定した「生物多様性のだ戦略」において、市民参加による生物多様性への取組を推進し、生物多様性の理解を深めることで、自然と共生する地域づくりを進めている。

このことから、水質の環境保全は重要な課題であり、市内の公共用水域における水質汚濁状況を把握する必要があるため、排水路の水質調査を継続的に行い、更なる水質浄化を進めるため、公共下水道の整備等を積極的に実施している。また、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理する合併処理浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正な維持管理の啓発を行うことが重要であること、前計画の計画期間が完了することから、野田市の生活排水に係る現状を踏まえ、この目的への着実な対応を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和54年12月25日法律第137号）第６条第１項に基づき、生活排水処理に関する基本事項を定める「生活排水処理基本計画」（平成18年３月）の見直しを行った。

第２節　計画処理区域及び対象範囲

本計画の計画処理区域は、 本市の全域となる。

区　域　　：　野田市（全域）
面　積　　：　１０３．５５ｋ㎡
人　口　　：　１５４，７７２人（平成２９年４月１日現在）
世　帯　　：　６６，２３７世帯（平成２９年４月１日現在）

なお、本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する計画（生活排水処理基本計画）であり、ごみに関する計画（野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編））については、別途、計画を策定している。（平成 24 年３月策定）

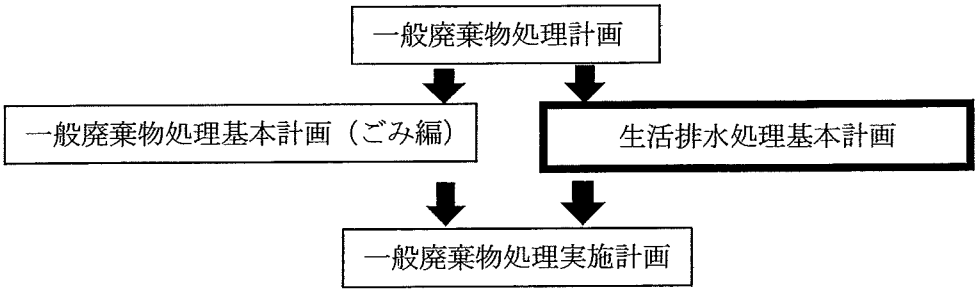

図１－２－１　　一般廃棄物処理計画の構成

第３節　　計画目標年次

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」に基づき長期的な目標を示すとともに、平成 30 年度を初年度とし、平成 42 年度を計画目標年次とする。

なお、 本計画は、概ね６年ごとに見直すとともに、諸条件に大きな変動があった場合等には随時見直しを行うものとする。

第４節　基本計画策定の手順

本計画策定の手順は図１－４－１ に示す。

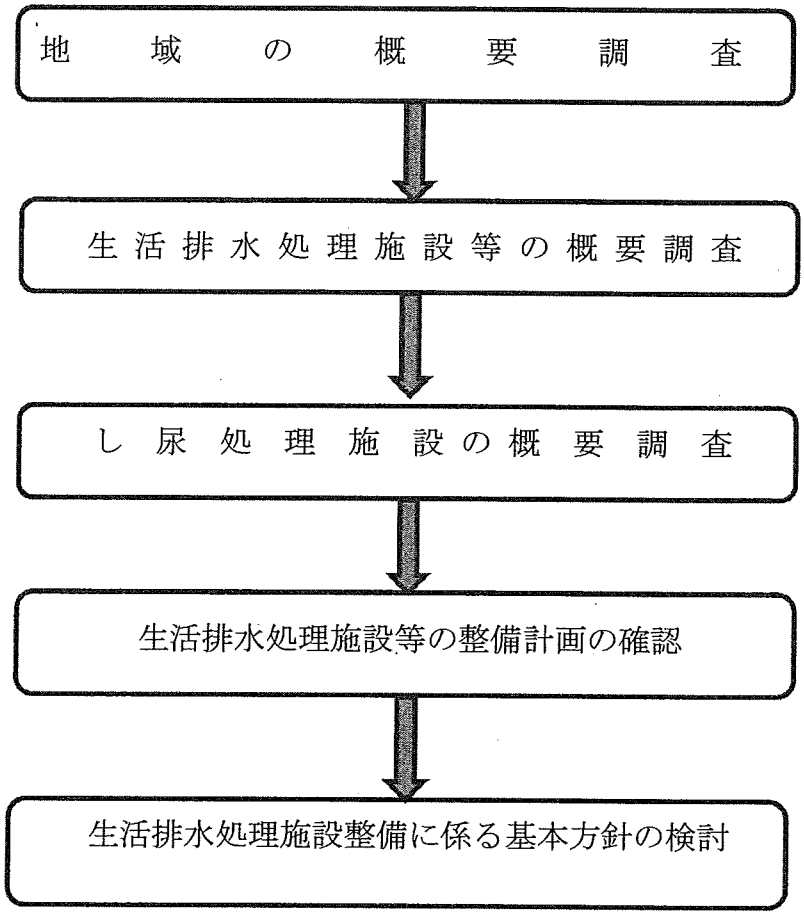

図１－４－１　　基本計画策定の手順

第２章　地域の概況と将来構想

第１節　地域の位置と沿革

本市は、関東平野のほぼ中心に位置し、東京都心部に約 30km、県都千葉市に約 45km の距離に位置している。 また、市の最北端部で利根川、江戸川が分流し、東を利根川、 西を江戸川、 南を利根運河と三方を河川に囲まれ、 水運に恵まれており、 古くから発展してきた市である。

本市の行政区域面積は、103.55 平方キロメートルであり、 市民参加のもと自然と調和のとれた安全で利便性の高い、魅力ある生活環境を整えたまちづくりを市民と行政が協力して進めている。

第２節　自然環境

１　気候的特性

本市の気候は、年間平均気温 15.4℃、最高気温 37.4℃（８月）、最低気温-3.4 度（１月）で年間降水量 1,192.5mm、月間最高降水量 229.0mm（９月）となっており、冬季でも比較的温暖な気候である。表２－２－１に平成 28 年の月別気象概況を、表２－２－２に気象概況（平成 24 年～28 年） を示す。

表２－２－１　月別気象概況 （平成 28 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量（m）	72.0	33.0	71.0	84.5	79.0	93.5	98.0	213.0	229.0	57.5	100.5	61.5
平均気温（℃）	4.3	5.6	8.9	14.3	19.3	22.0	24.8	26.7	23.7	17.5	10.1	7.2
最高気温（℃）	14.8	23.5	20.2	25.5	30.9	32.7	36.4	37.4	33.8	31.5	19.8	19.4
最低気温（℃）	-3.4	-2.1	-0.9	3.0	10.1	12.6	18.7	19.2	17.1	7.3	-1.8	-1.9
最大風速（m/s）	18.0	18.3	21.6	24.1	20.6	14.1	13.5	24.8	14.1	16.3	19.7	20.6
平均風速（m/s）	1.9	2.1	2.0	2.5	2.5	2.0	1.6	2.2	1.6	1.5	1.9	2.2
平均風向	北西	北北西	東	東	南南東	南南東	東	東	東	北北西	北北西	北西

表２－２－２　気象概況（平成 24 年～28 年）

	気　温（℃）			降雨量（mm）	最大風速
年	平　均	最　高	最　低	総　量	（m/s）
平成 24 年	14.7	36.9	-5.1	1,416.5	29.7
平成 25 年	15.0	38.3	-4.5	843.5	27.1
平成 26 年	14.9	37.7	-4.4	1,433.5	26.2
平成 27 年	15.5	37.4	-3.6	1,490.5	23.2
平成 28 年	15.4	37.4	-3.4	1,192.5	24.8

第３節　社会的環境

１　人口・世帯の動態

(1) 人口動態

本市の人口の推移は、これまで毎年人口が増加していたが、平成２２年からその傾向が鈍化し、平成２５年からは減少に転じた。

本市の過去10年間の人口動態を表２－３－１に示す。

(2) 世帯の分布状況

本市の世帯数については、増加傾向となっている。

本市の過去10年間の世帯数動態を表２－３－２に示す。

表２－３－１　過去10年間の人口動態　【４月１日現在】

区　分	人　口（人）
平成19年	154,630
平成20年	156,083
平成21年	156,876
平成22年	157,183
平成23年	157,033
平成24年	157,363
平成25年	156,725
平成26年	156,124
平成27年	155,610
平成28年	155,134

表２－３－２　過去10年間の世帯数動態　【４月１日現在】

区　分	世帯数（戸）
平成19年	57,897
平成20年	59,320
平成21年	60,452
平成22年	61,250
平成23年	61,950
平成24年	62,992
平成25年	63,322
平成26年	63,956
平成27年	64,609
平成28年	65,405

2　産業動向の把握

(1) 産業別就業人口

本市における平成22年度産業（大分類）別15歳以上就業者数は、第1次産業が1,530人（構成比2％）、第2次産業が19,287人（26%）、第3次産業が49,400人（66%）、分類不能の産業4,395人（6％）となっている。

表2-3-3　平成22年産業（大分類）別15歳以上就業者数

【単位：人】

	産業区分	就業者数
第1次	農業	1,523
	林業	3
	漁業	4
	計	1,530
第2次	鉱業採石業砂利採取業	3
	建設業	5,877
	製造業	13,407
	計	19,287
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	319
	情報通信業	1,566
	運輸業、郵便業	7,228
	卸売業、小売業	12,516
	金融業、保険業	1,578
	不動産業、物品賃貸業	1,282
	学術研究、専門技術サービス業	1,903
	宿泊業、飲食サービス業	3,657
	生活関連サービス業、娯楽業	3,266
	教育、学習支援業	2,866
	医療福祉	6,476
	複合サービス事業	287
	サービス業（他に分類されないもの）	4,497
	公務（他に分類されないもの）	1,959
	計	49,400
分類不能の産業		4,395
総数		74,612

(2) 農業

本市における平成27年度の農家数については、専業農家が251戸、兼

業農家が 627 戸であり、農家総数のうち 14.4%が専業農家となっている。また、本市の農家人口は、3,358 人となっている。

平成 27 年度の農家数・農家人口を表２－３－４に示す。

表２－３－４　農家数・農家人口　(平成 27 年)

【単位：戸（２月１日現在)】

	農家総数	販売農家				自給的農家	農家人口(人)
		専　業	兼　業		計		
			第１種	第２種			
野田市	1,747	251	132	495	878	869	3,358

(3) 工業

本市における平成26年度の工業の状況については、事業所数が 311所で従業者総数10,169人、製造品出荷額は、約3,679億円となっている。

本市の平成26年度における事業所数・従業者数・製造品出荷額を表２－３－５に示す。

表２－３－５　事業所数・従業者数・製造品出荷額（平成 26 年)

(12 月 31 日現在)

	事業所(所)	従業者数（人）			製造品出荷額(万円)
		常用労働者	個人事業主家族従業者	総　数	
野田市	311	10,157	12	10,169	36,791,496

(4) 商業

本市における平成 26 年度の商業の状況については、事業所総数が 895 所で従業者総数 7,268 人となっている。年間販売額は、約 1,886 億円となっている。

本市の平成 26 年度における事業所数・従業者数・年間販売額を表２－３－６に示す。

表２－３－６　事業所数・従業者数・年間販売額　(平成 26 年)

(7 月 1 日現在)

	事業所数（所）		従業者数（人）			年間販売額計(万円)
	卸売業	小売業	卸売業	小売業	総数	
野田市	189	706	1,248	6,020	7,268	18,862,048

3　土地利用状況

本市の土地利用の状況については、野田市が 103.55 ㎢となっている。

本市の平成 28 年度における地目別土地利用面積を表２－３－７に示す。

表２－３－７　地目別土地利用面積（平成 28 年度）

区分			面積（m2）
田	一般田		12,924,197
	宅地介在田		34,813
畑	一般畑		16,753,445
	宅地介在畑		1,001,796
宅地	住宅用地	小規模住宅	9,366,522
		一般住宅	5,695,576
	商業地等（非住宅用地）		8,167,009
	国等公有地		1,024,318
	計		24,253,425
池沼			295,502
山林	一般山林		5,462,540
	宅地介在山林等		441,007
原野			129,214
雑種地	ゴルフ場の用地		3,970,226
	遊園地等の用地		97,421
	雑種地　鉄軌道用地		249,765
	その他の雑種地		7,462,508
	計		11,779,920
その他			30,474,141
合計			103,550,000

第４節　水環境、 水質保全に関する状況

１　水質保全に関する関係法令

(1) 全国公共用水域の環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）からなっている。健康項目は全公共用水域について適用され、生活環境項目は類型指定を受けている水域について適用される。

生活環境の保全に関する基準は表２-４-１のとおりである。

表２-４-１　河川の生活環境に係る環境基準

河川名	江戸川	利根川	利根運河
類型	A	A	B
範囲	栗山取水口より上流	江戸川分岐点から下流	全域
水素イオン濃度（ｐｈ）	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下
溶存酸素量（DO）	7.5mg/l以上	7.5mg/l以上	5mg/l以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	2 mg/l以下	2 mg/l以下	3 mg/l以下
浮遊物質量(SS)	25 mg/l以下	25 mg/l以下	25 mg/l以下
大腸菌群数	1,000MPN/100ml以下	1,000MPN/100ml以下	5,000MPN/100ml以下

(2) 類型指定の状況

本市の周囲には、江戸川、利根川、利根運河の３河川があり、市内を流れる幹線排水路は五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落し堀、八間堀等がある。

本市を流れる河川は、江戸川の栗山取水口より上流及び利根川の江戸川分岐点から下流が類型Ａ、利根運河の全域が類型Ｂに指定されている。

２　水質の経年変化の状況

(1) 河川及び排水路の水質状況

①江戸川

江戸川は本市で利根川と分流する人工河川である。流末は東京湾に注いでおり、本市では上水道源や農業用水として利用されている。

過去５年間の野田橋での水質測定結果（年度別平均値）を表２－４－３に、江戸川水系の排水路の水質測定結果（BOD）を表２－４－４に示す。

表２－４－３ 江戸川（野田橋）水質測定結果（年度別平均値）

項　　目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
pH　（最小）	7.5	7.5	7.4	7.3	
pH　（最大）	8.3	7.8	7.8	7.7	
DO　（mg/L）	9.7	9.4	9.6	10.0	
BOD　（mg/L）	1.0	1.5	0.8	0.8	
BOD75%値（mg/L）	1.2	1.7	0.9	0.9	
SS　（mg/L）	14.0	19.0	14.0	18.0	
大腸菌群数（MPN/100mL）	18,000	14,000	4,000	27,000	

表２－４－４　江戸川水系の排水路の水質測定結果（BOD）

【単位：mg/L】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
五駄１	10.0	10.0	9.8	8.1	9.0
五駄２	15.0	12.0	14.0	11.0	10.0
尾崎幼稚園下	21.0	22.0	21.0	10.0	13.0
新和田	6.4	13.0	8.9	13.0	6.9
岩名第２	不検出	2.0	3.0	0.6	0.6
岩名第３	10.0	10.0	28.0	37.0	14.0
座生	5.8	6.3	6.0	4.8	5.8
清水橋	8.8	17.0	6.9	4.5	5.6
北部小下	6.0	5.0	3.1	3.1	2.8
五木新町下	13.0	11.0	6.7	7.0	9.1
浅間下	4.5	6.5	5.9	3.8	1.9
梅郷第二	5.0	3.9	3.7	2.7	2.5
上花輪新町	2.7	1.8	1.8	4.9	2.8

②利根川

利根川は、関東平野を北西から南東に貫き、流末は太平洋に注いでいる日本を代表する一級河川である。本市では、主として農業用水に利用されている。

過去５年間の芽吹大橋での水質測定結果（年度別平均値）を表２－４－５に、利根川水系の排水路の水質測定結果（BOD）を表２－４－６に示す。

表２－４－５　利根川（芽吹大橋）水質測定結果（年度別平均値）

項　　目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
pH　（最小）	7.2	7.4	7.4	7.3	
pH　（最大）	7.9	7.7	8.0	7.7	
DO　（mg/L）	9.5	9.6	9.7	9.4	
BOD　（mg/L）	1.4	1.4	1.2	1.1	
BOD75%値　（mg/L）	1.6	1.7	1.3	1.0	
SS　（mg/L）	12.0	15.0	14.0	17.0	
大腸菌群数（MPN/100mL）	9,700	7,100	1,000	4,100	

表２－４－６　利根川水系の排水路の水質測定結果（BOD）

【単位：mg/L】

年　　度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
船形	5.6	4.5	4.7	3.4	2.7
関宿台町	24.0	10.0	7.5	4.2	6.9
東高野橋	5.8	9.6	8.9	3.5	8.9
桐ケ作合流	22.0	13.0	10.0	9.2	14.0
新岸橋	13.0	3.2	6.4	4.4	8.8
新堤橋	10.0	5.8	12.0	5.7	11.0
出洲橋	5.4	2.8	4.5	2.4	4.6
阿部	6.8	5.9	5.6	3.6	3.8
小山橋	9.2	3.1	5.8	3.2	3.5
阿部大橋1	6.4	4.0	5.5	4.0	2.2
阿部大橋2	5.5	5.0	8.5	5.5	3.8
目吹	8.3	4.4	4.9	2.6	2.2
町田	0.8	0.8	1.3	1.9	0.8

③利根運河

利根運河は、本市と柏・流山の両市に接して、開削された運河である。利根運河での測定は、運河橋と江戸川本川合流前の２地点で行っている。過去５年間の運河橋での水質測定結果（年度別平均値）を表２－４－７に、江戸川本川合流前での水質測定結果（年度別平均値）を表２－４－８に、利根運河水系の排水路の水質測定結果（BOD）を表２－４－９に示す。

表２－４－７　利根運河（運河橋）における水質調査結果（年平均値）

項　　目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
pH　（最小）	7.3	7.3	7.3	7.3	
pH　（最大）	8.4	9.1	9.1	8.0	
DO　（mg/L）	6.6	8.0	7.7	7.4	
BOD　（mg/L）	5.5	6.3	4.7	3.5	
BOD75%値（mg/L）	7.1	7.6	5.9	4.2	
SS　（mg/L）	17.0	21.0	20.0	14.0	
大腸菌群数（MPN/100mL）	99,000	97,000	110,000	110,000	

表２－４－８　利根運河（本川合流前）における水質調査結果（年平均値）

項　　目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
pH　（最小）	7.5	7.1	7.3	7.1	
pH　（最大）	7.8	8.1	8.0	7.6	
DO　（mg/L）	6.4	6.7	6.6	6.7	
BOD　（mg/L）	7.0	8.7	5.5	6.9	
BOD75%値　（mg/L）	8.3	9.9	5.8	7.1	
SS　（mg/L）	22.0	97.0	21.0	17.0	
大腸菌群（MPN/100mL）	1,800,000	280,000	850,000	360,000	

表２－４－９　利根運河水系の排水路の水質測定結果（BOD）

【単位：mg/L】

項　　目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
梅郷第一	21.0	35.0	46.0	28.0	10.0
聖華幼稚園	33.0	39.0	19.0	24.0	18.0
五尺道脇	20.0	17.0	9.3	4.9	18.0
西新田	13.0	5.8	14.0	4.1	4.6
山崎	21.0	22.0	19.0	12.0	12.0
境田	6.4	7.2	4.9	5.4	2.4
立山	6.2	5.1	6.1	4.4	4.4
江川	3.6	3.6	3.4	2.6	3.0
白鷺川上流	3.8	3.8	7.5	5.3	5.2
白鷺川中流	2.6	2.6	5.3	3.8	3.6
白鷺川下流	4.5	3.0	1.9	2.5	2.6
福田一小下	1.8	2.6	2.7	2.0	2.0

第５節　生活排水処理に関する計画

１　総合計画の考え方

野田市では、平成15年度の合併以降、徹底した市民参加により策定した新市の総合計画に基づき行財政運営を行ってきたが、平成27年度で計画期間が満了したことから、まちの将来像を市民、事業者、行政が共有できるよう、新しい総合計画を策定した。

これからのまちづくりは、市民、事業者、行政を始め、ＮＰＯ等の団体、大学といった多様な主体が連携・協力して進める時代となっている。そのため、新総合計画は、徹底した市民参加により策定した計画を、多様な主体が適切な役割分担の下に、共に支え合ってまちづくりを推進することができる道標となることを目指した。

人と人とのつながりや心のバリヤフリーを大切にしたまちづくりを目指し、また、市民一人一人がまちづくりの主役となり、支え合いの心を育みながら、誰もが生涯を通じて学ぶことができ、安心して笑顔で暮らせる自然豊かなまちの実現を目指すことをまちづくりの基本理念として、将来都市像を次のように定めている。

～人のつながりがまちを変える～
　みんなでつくる　学びと笑顔あふれる　コウノトリも住めるまち

2　総合計画の基本目標

本市の総合計画では、次の６つの基本目標を定めている。

基本目標１　自然環境と調和するうるおいのある都市
基本目標２　生き生きと健やかに暮らせる都市
基本目標３　豊かな心と個性を育む都市
基本目標４　安全で利便性の高い快適な都市
基本目標５　市民がふれあい協働する都市
基本目標６　活力とにぎわいに満ちた都市

このうち、基本目標１「自然環境と調和するうるおいのある都市」の中で、上下水道の整備、水質の浄化等、市民が安全で安心できる生活環境の整備に取り組むと定めている。

3　総合計画の基本方針

野田市総合計画基本目標１に属する基本方針３「生活環境の整備」において、生活排水処理に係る施策は以下のとおりである。

（１）上下水道の整備促進

市民の良好な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進し、河川、水路等の水質の保全の解消に努める。

（２）水質の浄化・浄化槽の適正管理

更なる水質浄化を進めるため、公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併処理浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正維持管理の啓発を行う。

4　実施計画

総合計画に基づき、平成28年度から平成30年度までの公共下水の整備、合併処理浄化槽の設置促進・適正維持管理の啓発について、以下のとおり実施計画を定めている。

（１）公共下水道の整備の促進

事業名：公共下水道の整備
概　要：下水道管渠の整備を図り、都市の健全な発達及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川などの公共用水域の水質保全を図る。

年 度	平成28年度（実績）	平成29年度（計画）	平成30年度（計画）
実施計画	○面整備 19.87ha ○幹線整備 7.2ｋｍ 下水道普及率65.32%	○面整備 13.02ha ○幹線整備 3.7ｋｍ 下水道普及率66.43%	○面整備 13.03ha ○幹線整備 4.1ｋｍ 下水道普及率67.04%

（2）水質の浄化・浄化槽の適正管理

事業名：合併処理浄化槽の設置促進・適正維持管理の啓発

概　要：公共下水道計画区域外の地域について、し尿と生活排水を処理できる合併処理浄化槽の設置を促進するために、補助対象者に補助金を交付する。また、浄化槽の適正維持管理に関する啓発について、ホームページや市報等により実施し、千葉県と協力のもと浄化槽講習会を開催する。

年　度	平成28年度（実績）	平成29年度（計画）	平成30年度（計画）
実施計画	○合併処理浄化槽設置事業補助金　８基 ○適正維持管理の啓発	○合併処理浄化槽設置事業補助金　20基 ○浄化槽講習会の実施	○合併処理浄化槽設置事業補助金　20基 ○浄化槽講習会の実施

第３章　生活排水処理の現況

第１節　生活排水の処理体系

平成 29 年４月１日時点での生活排水処理体系は図３－１－１のとおりである。

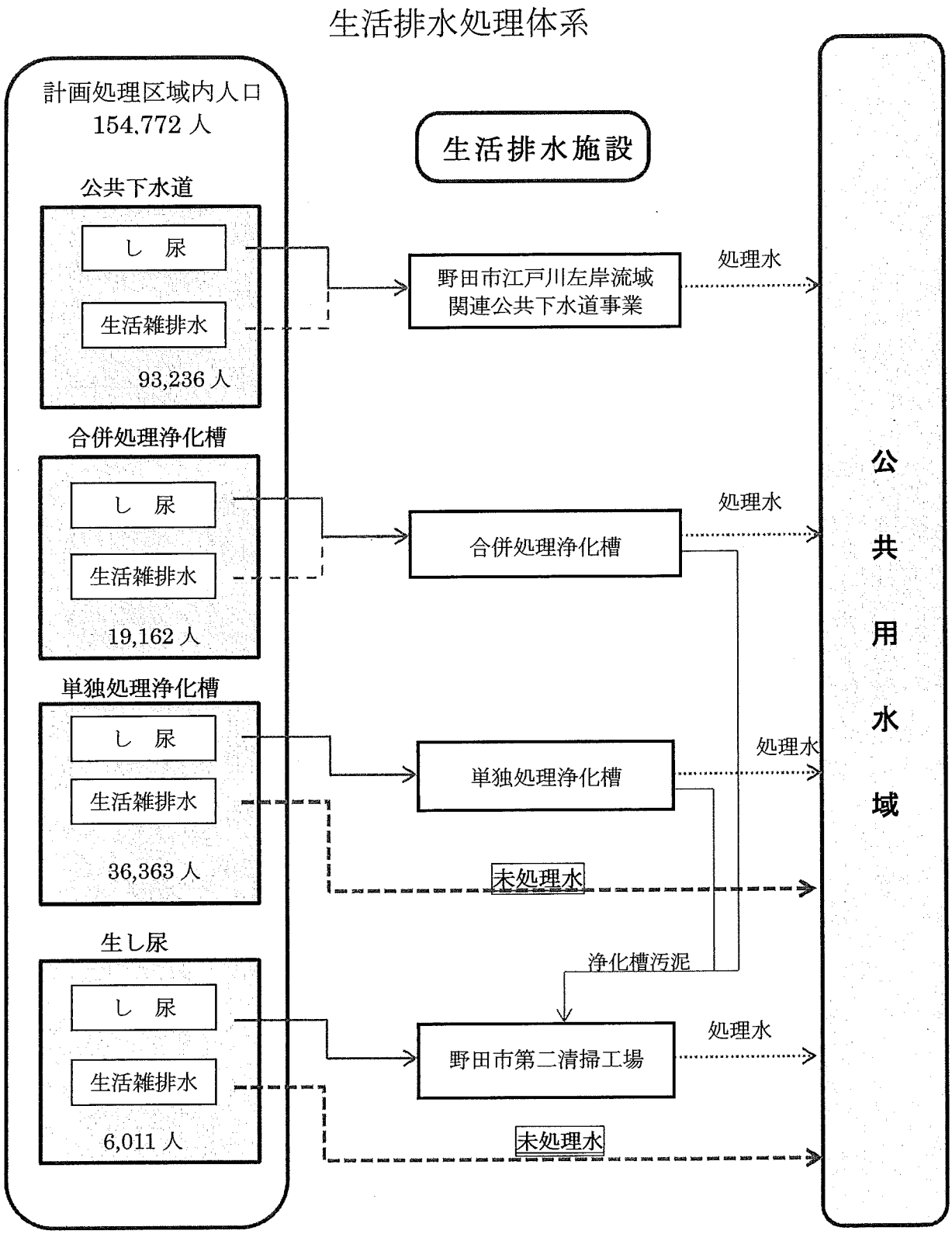

図３－１－１　生活排水処理体系

第２節　生活排水の排出の状況

本市の生活排水処理形態別人口を表３－２－１に示す。公共下水道については、現在、野田第１－２、２－１、２－２、２－３、２－４、３、４、５、６－１、６－２処理分区、関宿第１、２処理分区の計12分区が供用を開始している。コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設については整備していない。

巻末に本市の公共下水道計画図を示す。

表３－２－１　生活排水処理形態別人口

【単位：人（各年度４月１日現在）】

区　　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1　計画処理区域内人口 (2+3+4)	156,725	156,124	155,610	155,134	154,772
2　水洗化･生活雑排水処理人口	106,097	107,419	108,872	110,744	112,398
(1)コミュニティ･プラント人口	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口	17,294	17,762	18,138	18,907	19,162
(3)下水道水洗化人口	88,803	89,657	90,734	91,837	93,236
(4)農業集落排水施設人口	0	0	0	0	0
3　水洗化･生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	43,211	41,598	39,773	37,994	36,363
4　非水洗化人口 （汲み取りし尿人口）	7,417	7,107	6,965	6,396	6,011
5 計画処理区域外人	0	0	0	0	0

第３節　生活排水の処理主体

現在、野田市より発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市のし尿処理施設（野田市第二清掃工場）において全て処理を行っている。

第４節　生活排水処理率

過去５年間（平成 25 年度～平成 29 年度）における生活排水処理率を表３－４－１、図３－４－１に示す。

表３－４－１　　生活排水処理率　　（各年度４月１日現在人口）

年　　度	計画処理区内人口（人）	生活排水処理人口（人）	生活排水処理率（%）
平成25年度	156, 725	106, 097	67. 7
平成26年度	156, 124	107, 419	68. 8
平成27年度	155, 610	108, 872	70. 0
平成28年度	155, 134	110, 744	71. 4
平成29年度	154, 772	112, 398	72. 6

※生活排水処理率（各年度４月１日現在人口）

生活排水（し尿、生活雑排水）が全て処理されている人口（公共下水道、合併処理浄化槽人口が該当する）　の処理区域内人口に対する比率

「生活排水処理人口（人）÷計画処理区域内人口（人）×100」で求める。

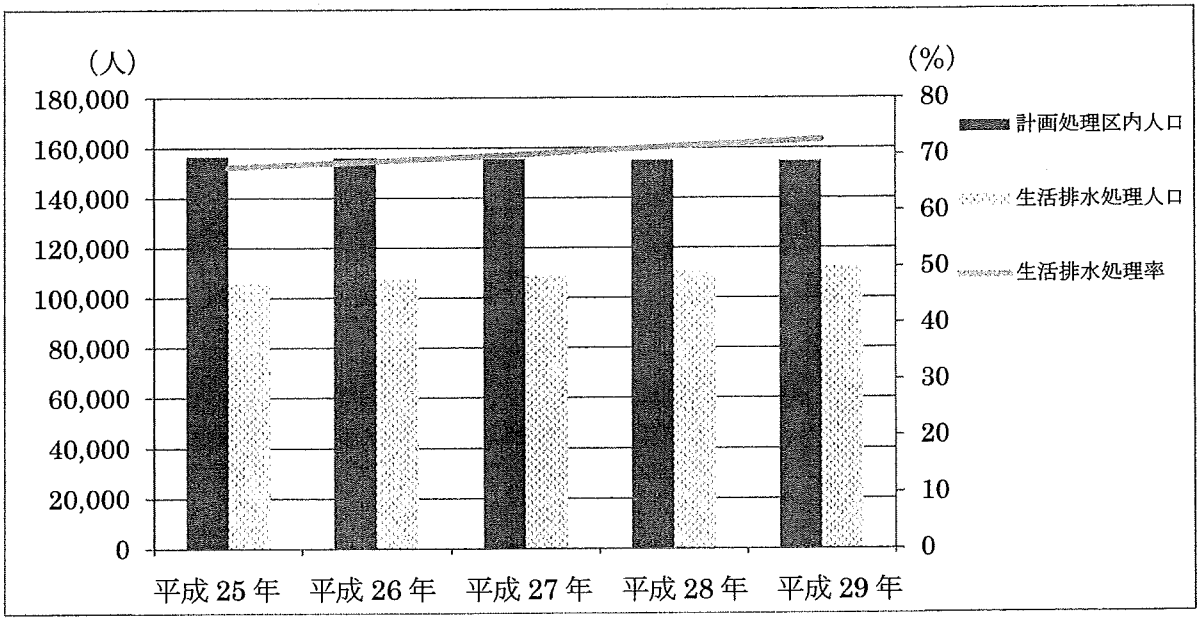

図３－４－１　　生活排水処理率

第５節　生活排水処理施設の状況

本市における生活排水処理施設等の整備状況についてまとめる。

(1) 下水道の整備状況

旧野田市の公共下水道計画は、昭和48年10月に下水道事業認可を受け、汚水幹線及び枝線の整備に着手している。 供用を開始している全10分区の過去10年間の年度末における実績を表３－５－１～表３－５－10に示す。

旧関宿町の公共下水道計画は、昭和61年12月に下水道事業認可を受け、汚水幹線及び枝線の整備に着手している。 供用を開始している全２分区の過去10年間の年度４月１日における実績を表３－５－11～表３－５－12に示す。

表３－５－13、図３－５－13に野田市下水道整備実績を示す。

表３－５－１　野田第１－２処理分区実績　　(各年度４月１日現在)

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	35.12	38.73	40.13	40.33	40.45	41.39	42.41	43.84	45.73	45.96
処理区域内人口(人)	3,469	3,764	4,017	3,935	3,862	4,107	4,168	4,236	4,308	4,402
水洗化率(%)	100.6	94.8	96.5	95.9	95.1	96.5	96.4	95.2	93.8	92.8
水洗化人口(人)	3,490	3,568	3,876	3,773	3,672	3,964	4,020	4,033	4,043	4,087

表３－５－２　　野田第２－１処理分区実績　　(各年度４月１日現在)

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	266.63	267.14	267.38	270.27	272.31	274.31	276.78	278.00	278.99	278.99
処理区域内人口(人)	15,214	15,272	15,647	15,560	15,335	15,703	15,853	15,612	16,108	16,116
水洗化率(%)	94.7	95.6	97.4	96.3	96.2	97.7	97.8	99.0	96.4	97.0
水洗化人口(人)	14,408	14,606	15,241	14,989	14,747	15,347	15,509	15,459	15,535	15,635

表３－５－３　野田第２－２処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	223.43	231.95	237.59	241.53	245.69	248.45	249.90	250.49	252.23	254.84
処理区域内人口(人)	16,006	16,178	16,797	16,689	16,437	16,916	17,008	16,975	16,963	17,155
水洗化率(%)	93.9	94.0	94.4	93.5	93.7	95.0	95.3	95.8	96.4	95.7
水洗化人口(人)	15,025	15,210	15,850	15,606	15,398	16,063	16,217	16,256	16,348	16,411

表３－５－４　野田第２－３処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	98.50	104.43	108.55	111.49	114.89	117.96	119.83	123.18	126.39	126.92
処理区域内人口(人)	6,632	7,431	8,113	7,949	7,697	8,307	8,482	8,565	8,060	8,106
水洗化率(%)	42.8	50.5	63.7	59.3	56.5	64.0	64.6	67.9	74.8	76.6
水洗化人口(人)	2,836	3,752	5,165	4,711	4,351	5,319	5,483	5,818	6,032	6,212

表３－５－５　野田第２－４処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	90.31	90.67	90.89	90.89	91.51	91.70	92.27	104.55	104.79	104.79
処理区域内人口(人)	3,905	4,170	4,660	4,519	4,287	4,733	4,854	4,859	4,817	4,821
水洗化率(%)	77.2	79.1	83.6	82.4	80.8	84.4	85.1	86.1	88.7	92.0
水洗化人口(人)	3,013	3,297	3,896	3,725	3,466	3,994	4,132	4,183	4,272	4,437

表３－５－６　野田第３処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	117.98	117.98	117.98	117.98	117.98	117.98	118.26	118.26	118.55	118.55
処理区域内人口(人)	7,374	7,396	7,479	7,461	7,438	7,491	7,513	7,513	7,647	7,651
水洗化率(%)	90.9	91.6	92.7	92.4	92.1	93.3	93.7	94.0	93.2	93.7
水洗化人口(人)	6,703	6,775	6,936	6,897	6,847	6,992	7,036	7,065	7,126	7,166

表３－５－７　野田第４処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	177.07	193.38	197.19	201.61	204.82	206.82	208.53	211.21	216.65	218.91
処理区域内人口(人)	12,810	13,687	14,615	14,486	14,104	14,841	14,997	15,057	15,037	15,170
水洗化率(%)	84.3	85.1	87.7	86.6	86.4	88.2	89.0	88.9	90.3	92.3
水洗化人口(人)	10,795	11,654	12,814	12,550	12,184	13,094	13,332	13,384	13,582	13,997

表３－５－８　野田第５処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	109.15	119.91	126.54	131.39	133.95	137.59	138.41	141.83	143.84	145.64
処理区域内人口(人)	6,642	7,560	9,449	9,230	8,501	9,868	10,029	10,430	10,377	10,512
水洗化率(%)	81.3	82.9	83.9	81.5	81.5	84.1	84.9	83.7	86.8	88.2
水洗化人口(人)	5,401	6,267	7,927	7,521	6,925	8,302	8,512	8,726	9,012	9,273

表３－５－９　野田第６－１処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	－	－	－	－	－	109.09	109.09	109.09	109.36	109.36
処理区域内人口(人)	－	－	－	－	－	5,983	5,961	6,041	6,171	6,167
水洗化率(%)	－	－	－		－	100.1	100.6	98.1	96.1	96.4
水洗化人口(人)	－	－	－	－	－	5,991	5,997	5,925	5,931	5,943

表３－５－10　野田第６－２処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	－	－	3.05	3.05	3.05	3.05	3.05	11.22	16.57	19.03
処理区域内人口(人)	－	－	－	－	－	－	－	30	145	231
水洗化率(%)	－	－	－	－	－	－	－	20.0	4.1	28.1
水洗化人口(人)	－	－	－	－	－	－	－	6	6	65

表３－５－11　関宿第１処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	275.83	276.52	276.52	278.91	279.46	283.34	283.34	283.34	283.52	283.52
処理区域内人口(人)	9,642	9,729	10,012	9,895	9,795	10,491	10,517	10,457	10,447	10,457
水洗化率(%)	87.7	88.5	90.7	90.2	89.3	91.6	92.7	93.2	94.0	94.5
水洗化人口(人)	8,455	8,611	9,080	8,924	8,749	9,611	9,745	9,746	9,817	9,877

表３－５－12　関宿第２処理分区実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	－	0.91	1.39	1.65	1.79	2.40	2.65	2.82	2.82	2.82
処理区域内人口(人)	－	102	198	198	159	240	281	305	304	304
水洗化率(%)	－	2.9	60.6	50.0	47.2	52.5	47.0	43.6	43.8	43.8
水洗化人口(人)	－	3	120	99	75	126	132	133	133	133

表３－５－13　野田市下水道整備実績　（各年度４月１日現在）

区　分	年　度									
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
処理区域面積(ha)	1,441.62	1,467.21	1,489.10	1,505.90	1,634.08	1,644.52	1,677.83	1,699.44	1,709.33	1,729.20
処理区域内人口(人)	81,694	85,289	87,615	89,922	90,987	98,680	99,669	100,080	100,384	101,092
水洗化率(%)	85.84	86.46	87.22	87.63	88.92	89.99	90.42	90.66	91.49	92.23
水洗化人口(人)	70,126	73,743	76,414	78,795	80,905	88,803	90,121	90,734	91,837	93,236

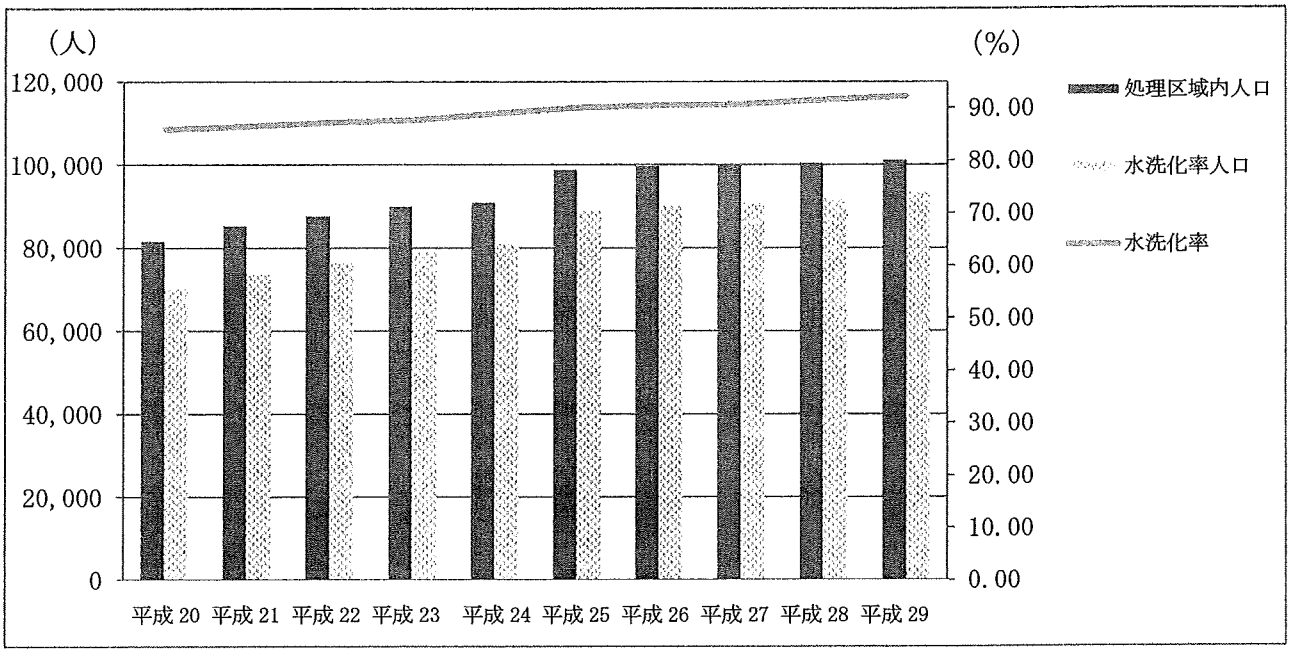

図３－５－13 野田市下水道整備実績

(2) 農業集落排水施設等集合型処理施設の整備状況

本市では、農業集落排水施設等集合型処理施設の整備実績はなく、また、今後も整備する予定はない。

(3) 合併処理浄化槽の整備状況

本市の合併処理浄化槽については、昭和63年度に開始された合併処理浄化槽設置整備事業により、その普及に努めている。本事業により平成28年度末までに1,188基整備されている。実績（平成24年度～平成28年度）を表３－５－14に示す。

表３－５－14　合併処理浄化槽設置整備事業

【単位：基】

	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	計	累計
平成24年度	12	－	9	－	1	22	1,132
平成25年度	13	－	3	－	－	16	1,148
平成26年度	11	－	4	－	1	16	1,164
平成27年度	11	－	5	－	－	16	1,180
平成28年度	3	－	5	－	－	8	1,188

(4) 単独処理浄化槽の設置状況

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流するだけでなく、し尿による汚濁負荷も大きいため、浄化槽法が改正され平成13年４月１日より新設廃止となっている。

第４章　し尿・汚泥処理の状況

第１節　し尿等の収集状況

１　収集区域の範囲

現在のし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本市の行政区域全域である。

２　収集運搬の方法

(1) 収集対象

収集対象は、生し尿及び浄化槽汚泥である。浄化槽汚泥については、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥を混合して収集している。

表４－１－１　野田市第二清掃工場搬入量実績

項目／年度	搬入量				1日当たり搬入量(365日平均)	
	し尿 kl/年	浄化槽汚泥 搬入量 kl /年	浄化槽汚泥 混入率 %	合計 kl /年	搬入量 kl /日	搬入率 %
平成24年度	5,676.2	40,129.3	87.6	45,805.5	125	76.2
平成25年度	5,288.6	39,891.9	88.3	45,180.5	124	75.6
平成26年度	5,006.8	40,080.7	88.9	45,087.5	124	75.6
平成27年度	4,899.3	40,036.8	89.1	44,936.1	123	75.0
平成28年度	4,653.0	38,561.6	89.2	43,214.6	118	72.0

※浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示す。

(2) 収集運搬の実施主体

生し尿は、市の直営と市委託業者 11 社で、浄化槽汚泥は許可業者 12 社が収集・運搬している。

(3) 収集運搬機材

生し尿及び浄化槽汚泥は、バキューム車により収集運搬されている。

第２節　し尿処理の状況

１　し尿処理施設の概要

(1) 沿革

旧野田市から発生するし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、昭和 63 年度に処理規模 164kL／日の野田市第二清掃工場（低希釈二段活性汚泥方式）の整備を行った。

旧関宿町は、し尿・浄化槽汚泥の処理を海洋投棄に頼ってきたが、平成 15 年３月 31 日で海洋投棄を廃止し同年４月からは生し尿を野田市第二清掃工場へ搬入し、浄化槽汚泥を松戸市への委託に移行した。

また、平成 21 年４月からは、浄化槽汚泥の松戸市への委託を廃止し、市内全域の生し尿及び浄化槽汚泥が同工場に搬入されている。

(2) し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は表４－２－１に示すとおりである。処理工程図を図４－２－１～図４－２－３に、施設全体配置図を図４－２－４に示す。

表４－２－１　　し尿処理施設の概要

項　　目	施設概要				
施設名称	野田市第二清掃工場				
施設所管	野田市環境部清掃第二課				
所在地	野田市船形 4236　　TEL　04-7127-1500				
計画処理能力	164kL/日　（生し尿　26kL/日、浄化槽汚泥　138kL/日）				
処理方法	水処理　：標準脱窒素（低希釈二段活性汚泥）→凝集分離→オゾン酸化→砂ろ過→活性炭吸着 汚泥処理：濃縮→脱水→乾燥→焼却 臭気処理：高濃度臭気→（焼却炉運転時）燃焼 （焼却炉停止時）酸洗浄→アルカリ・次亜洗浄→活性炭吸着処理 ：中濃度臭気酸洗浄→アルカリ・次亜洗浄→活性炭吸着処理 ：低濃度臭気アルカリ・次亜洗浄→活性炭吸着処理				
希釈水の種類	地下水				
放流先	利根川				
し渣処理方法	焼却処理後、場外搬出				
汚泥処分方法	焼却処理後、場外搬出				
放流水質		基準値			計画値
		国	県	市	
	pH	5.8～8.6			5.8～8.6
	BOD（mg/L）	160 以下	10 以下	5 以下	5 以下
	SS（mg/L）	200 以下	20 以下	5 以下	5 以下
	COD（mg/L）	160 以下	10 以下	10 以下	10 以下
	T-N（mg/L）	120 以下	120 以下	5 以下	5 以下
	T-P（mg/L）	16 以下	16 以下	1 以下	1 以下
	色度（度）	—	—	—	20 以下
	大腸菌群数（個/cm^3）	3,000 以下	3,000 以下	1,000 以下	1,000 以下
竣工年度	昭和 63 年度				
面　積	敷地面積：25,475 m^2 建物面積（処理棟：2,856 m^2、管理棟：516 m^2）				

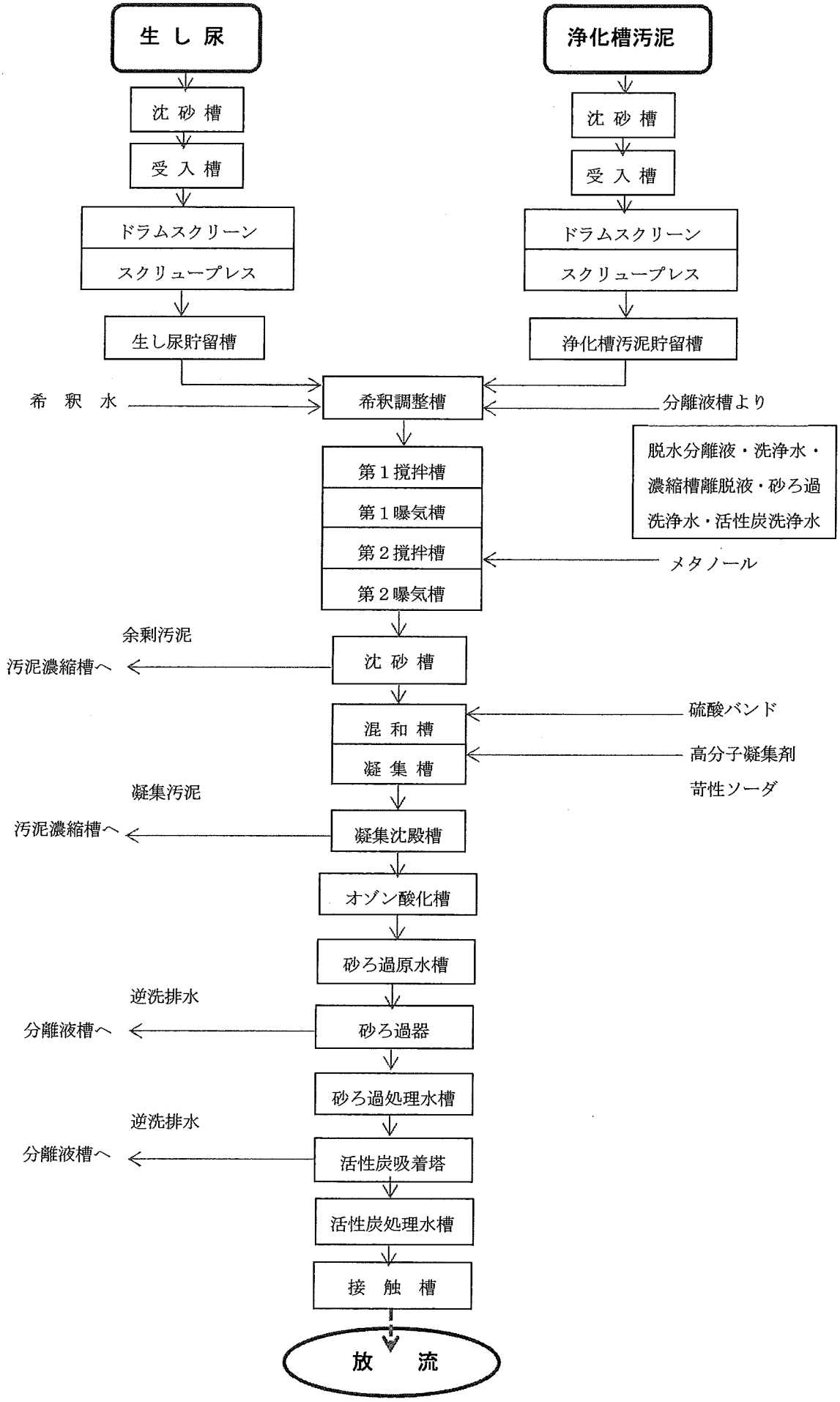

図４－２－１　処理工程図（水処理）

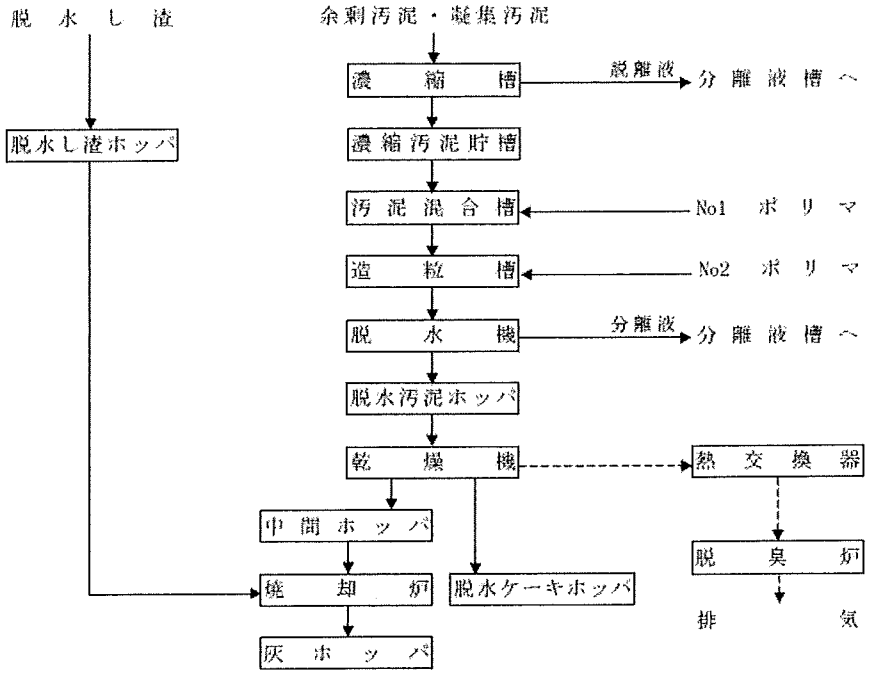

図４－２－２　処理工程図（汚泥処理）

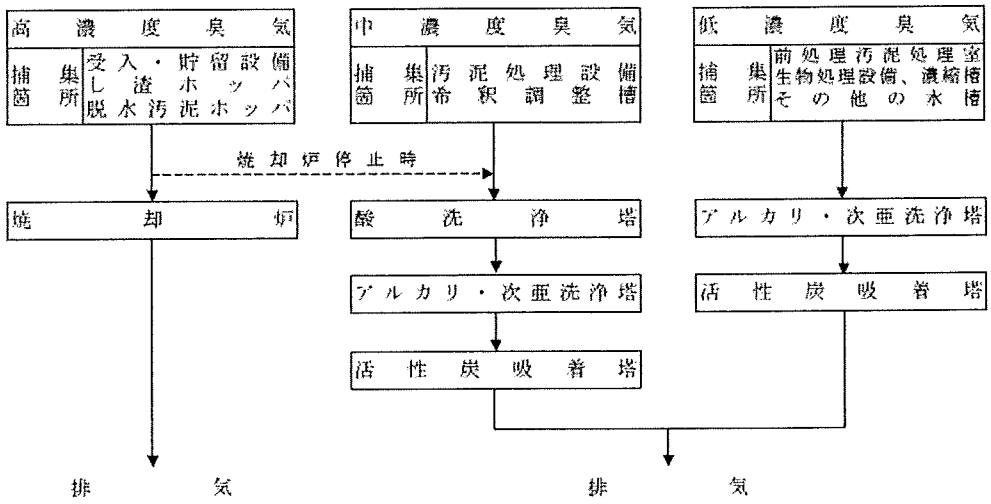

図４－２－３　処理工程図（臭気処理）

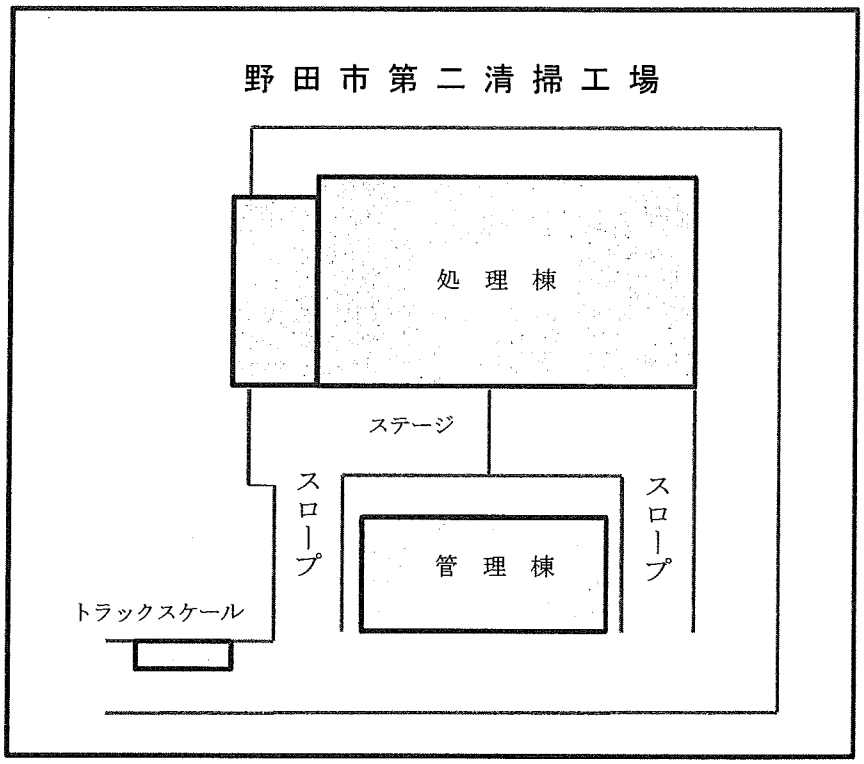

図４－２－４　施設全体配置図

２　し尿処理施設の運転管理体制

(1) 運転管理体制

施設の運転管理体制を表４－２－２に示す。

表４－２－２　運転管理体制

項目		内容
維持管理体制	管理人員	委託７名
	夜間管理体制	警備会社委託
	日曜祝日管理体制	警備会社委託
勤務時間	月曜～土曜日（第一、第三、第五）	8：30～17：00
	第二、第四土曜・日曜・祝日	休日
有資格者リスト	廃棄物処理施設技術管理者	２名
	電気主任技術者	１名
	危険物取扱者	４名　乙種３名　甲種１名
	第２種酸素欠乏危険作業主任者	５名
	特定化学物質等作業主任者	３名
	乾燥設備作業主任者	３名
	有機溶剤作業主任者	３名
収集体制	生し尿収集	直営及び委託 11 社
	浄化槽汚泥収集	許可業者 12 社

(2) 処理水の状況

処理水（放流水）の過去３年間の水質試験結果をまとめたものを表４－２－３に示す。

過去３年間の放流水質検査結果の状況は、pH:6.4～7.2、BOD:0.7～3.7mg/L、COD:0～7.0 mg/L、SS:0～3.0 mg/L、T-N:0.20～1.99mg/L、T-P:0.04～0.96mg/L、大腸菌群数：0～4 個/cm３であった。

処理水質については、すべての項目の基準値および計画値を満足しており、特に大きな支障はみられない。

表４－２－３　処理水の状況

年度 / 項目	平成２６年度			平成２７年度			平成２８年度		
	最大	最少	平均	最大	最少	平均	最大	最少	平均
pH	7.1	6.5	6.7	7.0	6.5	6.7	7.2	6.5	6.8
BOD (mg/L)	1.0	0.5	0.7	0.9	0.5	0.6	1.0	0.6	0.7
COD (mg/L)	3.0	0.9	1.8	2.7	0.5	1.3	2.5	0.6	1.4
SS (mg/L)	－	－	不検出	－	－	不検出	－	－	不検出
T-N (mg/L)	3.3	0.2	1.3	4.3	0.2	1.9	4.2	0.7	2.3
T-P (mg/L)	0.27	0.06	0.1	0.21	0.07	0.1	0.45	0.08	0.14
大腸菌群数 (cm 3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) し渣、汚泥の処分状況

し渣及び汚泥については汚泥焼却炉にて焼却後、 灰は場外搬出している。汚泥の処分状況を表４－２－４に示す。

表４－２－４　 汚泥の処分状況

	脱水汚泥量(m3)	焼却灰搬出量(kg)
平成26年度	12,137	85,530
平成27年度	11,941	82,275
平成28年度	10,100	73,750

第５章　基本方針の検討

第１節　公共下水道の推進

１　公共下水道の推進

公共下水道全体計画区域内の生活排水は、公共下水道による処理の推進を図るとともに、事業計画区域での早期整備の達成を図るものとする。

なお、本市における下水道計画の概念図を図６－１－１に示す。本市全体の約40%にあたる 4,184.3ha を下水道計画区域とし、そのうちの約 52%にあたる 2,164ha の認可を受け、平成 28 年度末において 1,729.2ha、全体計画の約 41%が整備済みとなっている。

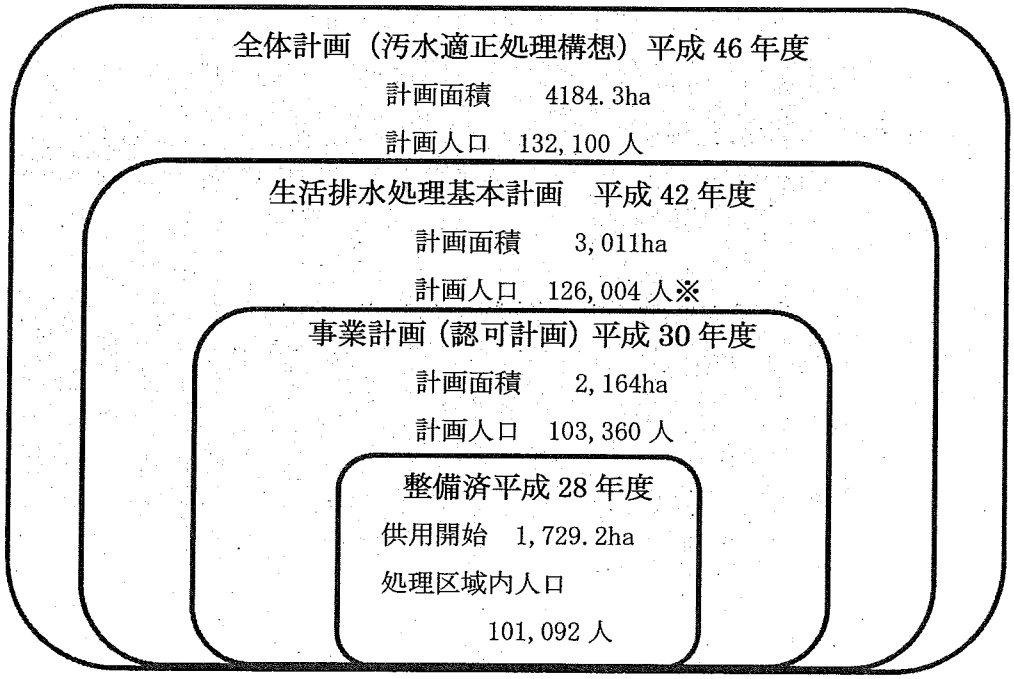

図６－１－１　下水道計画の概念図

※生活排水処理基本計画平成 42 年度計画人口は、汚水適正処理構想の計画で、平成 42 年度において、下水道で処理できる区域の人口を表している。

２　公共下水道への接続率の向上

公共下水道への接続を推進するため、供用開始区域内の未水洗化住宅に対する啓発活動を行い、下水道接続率向上を図るものとする。

第２節　公共下水道事業区域外への対応

公共下水道事業全体計画区域外については、合併処理浄化槽による処理を推進するものとし、特に既存住宅に設置されている汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。また、合併処理浄化槽は適切な維持管理を行うことにより、その機能を維持できることから、維持管理の重要性についても啓発活動を推進する。

「野田市汚水適正処理構想」では、市街化調整区域で住宅が密集した地域は、公共下水道による汚水処理が有利とされている。しかし、公共下水道の整備は、長期的な年数を要する。そのため、当該地域の汚水処理については、前述の適正処理構想との調整を図りながら、当面、合併処理浄化槽の設置を行っていく。

第３節　　し尿処理施設整備に係る基本方針

本市より排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理については、従来どおり本市の野田市第二清掃工場にて対応することを基本とする。

また、現状の処理能力を維持していくために、今後も野田市第二清掃工場の保守点検を継続実施していくものとする。

第６章　生活排水処理基本計画

第１節　生活排水の処理計画

生活排水処理に関するこれからの計画について整理する。計画にあたっては、生活排水処理全体の整合性を図りながら、目標年次における生活排水の処理率を設定し、処理形態別に目標処理人口を定め、計画を実現するための対応方針を定める。

１　生活排水処理の目標数値

本市における生活排水処理の目標を表７－１－１に、人口内訳を表７－１－２に、生活排水の処理形態別内訳を表７－１－３に、し尿・汚泥の排出状況を表７－１－４に示す。

本市では、「第５章　基本方針の検討」に基づき、本市から発生するすべての生活排水を処理施設において処理することを目標とし、市街地等人口密集地については公共下水道の整備を行い、その他の地域では、合併処理浄化槽による整備を進め、目標年次である平成42年度には生活排水処理率92.4%を目指す。

表７－１－１　生活排水の処理の目標

【単位：%】

	現　在 （平成29年4月1日）	目標年度 （平成42年度）
生活排水処理率	72.6	92.4

表７－１－２　人口の内訳

【単位：人】

	現　在 （平成29年4月1日）	目標年度 （平成42年度）
１　行政区域内人口	154,772	151,932
２　計画処理区域内人口	154,772	151,932
３　水洗化・生活雑排水処理人口	112,398	140,365

表７－１－３　生活排水の処理形態別内訳

区分	現　在 （平成29年4月1日）	目標年度 （平成42年度）
1　計画処理区域内人口	154,772	151,932
2　水洗化・生活雑排水処理人口	112,398	140,365
（1）コミュニティ・プラント人口	0	0
（2）合併処理浄化槽人口	19,162	26,961
（3）下水道水洗化人口	93,236	113,404※
（4）農業集落排水施設人口	0	0
3　水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	36,363	8,321
4　非水洗化人口 （汲み取り・し尿人口）	6,011	3,246
5　計画処理区域外人口	0	0

※（３）下水道水洗化人口の目標年度人口は、Ｐ33 生活排水処理基本計画平成 42 年度の計画人口 126,004 人に水洗化率 90％を掛けて算出した。

表７－１－４　し尿・汚泥の排出状況

【単位：kl/日】

	現　在 （平成28年度）	目標年度 （平成42年度）
生し尿	13	7
浄化槽汚泥	105	79
合　計	118	86

２　生活排水を処理する区域及び施設等

市内における処理区域と処理施設の関係については、表７－１－５に生活排水の処理に係る処理区域及び施設概要を示す。

(1) 公共下水道

本市における市街化区域（既成市街地、工業地、商業地等）、市街化調整区域における住宅密集区域は、公共下水道による汚水処理を進める。今後も、公共下水道事業計画区域の拡大を図り、積極的に下水道の整備を推進する。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備計画の予定はない。

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントの整備計画の予定はない。

(4) 合併処理浄化槽

公共下水道事業計画区域以外の地域では、今後も生活排水処理率の向上を目指して、合併処理浄化槽の設置を推進していく。なお、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽設置住宅における合併処理浄化槽への転換について、補助金給付事業を継続していく。

(5) し尿・汚泥

本市より排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理については、従来どおり本市の野田市第二清掃工場にて対応することを基本とする。

また、現状の処理能力を維持していくために、今後も野田市第二清掃工場の保守点検を継続実施していく。

表7-1-5　生活排水の処理に係る処理区域及び施設概要

処理区域	処理施設	計画処理人口 (平成42年度)	供用開始年度	備　　考
既成市街地、工業地、商業地、市街化調整区域の住宅密集区域	公共下水道	113,404人	昭和62年	計画処理人口は下水道水洗化人口を示す
上記の公共下水道事業計画区域以外	合併処理浄化槽	26,961人	—	合併処理浄化槽処理人口
		3,998人 (内、補助設置分)	昭和63年	内、合併処理浄化槽設置整備事業による設置分

3　計画達成のための重点施策

本市では、市内全域にわたる生物多様性の保全や自然再生のシンボルであるコウノトリの保護増殖、野生復帰を目指して取組んでおり、自然環境の保全、再生のためには、生活圏から発生する生活排水を、公共用水域をはじめとする自然環境に負荷をかけないよう適正に処理することが重要である。このことから、計画達成のため、以下に示す施策を推進する。

(1) 公共下水道の整備及び接続促進

公共下水道整備による汚水処理区域の拡充を進めるとともに、整備区域の住宅、事業所等には、下水道整備の目的や効果等を事前に十分説明し、公共下水道への早期接続替えを促し、水洗化率の向上を図る。

なお、既に供用を開始している区域での未接続世帯については、引き続き接続を促すための個別訪問を実施する。

(2) 合併処理浄化槽設置補助制度の活用

単独浄化槽、汲み取り便槽の使用者には、合併処理浄化槽への転換は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、水質汚濁の防止に寄与できることを啓発するとともに、設置補助制度の有効活用を広くＰＲしていく。

(3) 浄化槽の適正な維持管理

適切な維持管理が行われていない浄化槽は、処理能力が低下し、十分に処理されていないまま公共用水域に排出され、水質汚濁の要因となっている。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられているため、浄化槽管理者に対し適正な保守点検・清掃の実施、定期検査の受検等の重要性を啓発する取組みを推進する。

(4) 浄化槽講習会の実施

生活雑排水がおよぼす公共用水域等への環境影響や合併処理浄化槽による水質改善効果による社会的便益、更に、合併処理浄化槽における適正な保守点検、定期検査の受検など、合併処理浄化槽の全般的な知識を養うための浄化槽講習会を定期的に実施する。

(5) ホームページや市報等による住民意識の高揚

市内おける河川・水路等の公共用水域の水質悪化の現状と要因の一つとされる生活雑排水について、ホームページ、市報、パンフレット等で周知することにより、生活排水処理の重要性に関する意識向上に努める。

(6) 生活排水処理状況図

公共下水道整備及び合併処理浄化槽の設置の状況や河川・排水路における水質検査等の状況を総括的に把握できる生活排水処理状況図を作成し、公共用水域における各処理施設の事業効果や今後の対応等の資料とする。

第２節　し尿・汚泥の処理計画

１　し尿・汚泥の処理体系

生し尿及び浄化槽汚泥は、野田市第二清掃工場で処理を行うことを基本とする。また、公共下水道処理区域においては、生活排水（し尿、生活雑排水）は公共下水道により、江戸川左岸流域下水道の終末処理場で処理を行う。目標年次におけるし尿・汚泥の処理体系について図７－３－１に示す。

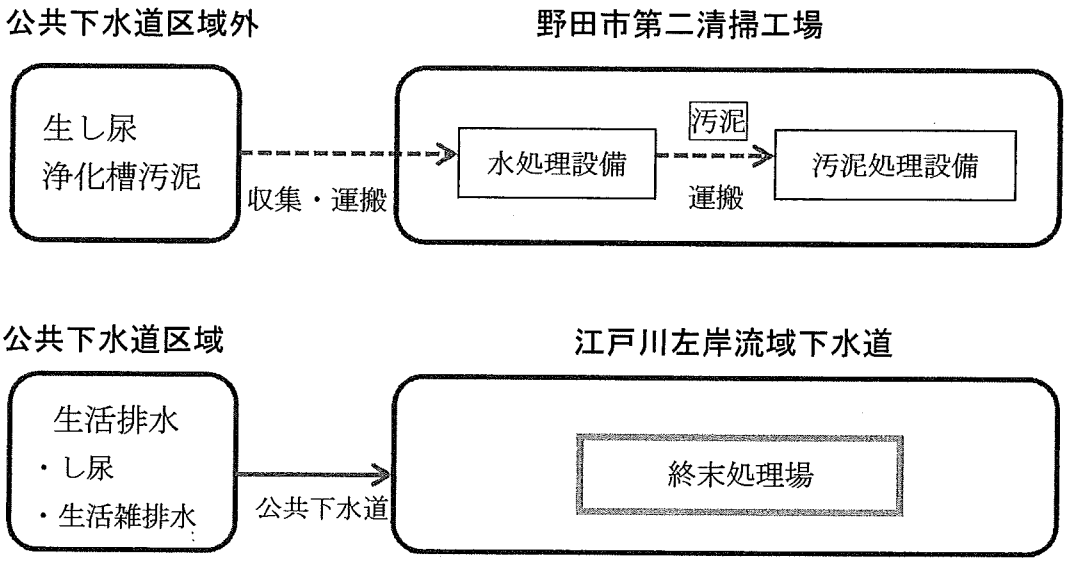

図７－３－１　　目標年次におけるし尿・汚泥の処理体系

２　収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

生活圏から発生する生し尿及び浄化槽汚泥については迅速かつ衛生的に収集運搬を行うことはもとより、現行の中間処理施設（野田市第二清掃工場）への搬入状況を勘案し、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集運搬を行うものとする。

(2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は本市の行政区域全域とする。

(3) 収集運搬の方法

①収集し尿等の区分

収集し尿等の区分は次のとおりとする。

・生し尿

・浄化槽汚泥

②収集運搬の実施主体

収集運搬の実施主体は、生し尿については、平成30年度から全面委託へ移行するものとし、浄化槽汚泥は許可業者によるものとする。

③収集運搬機材

生し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬機材は、バキューム車によるものとする。

④収集方法

生し尿及び浄化槽汚泥の収集については、従来どおり住民から業者への直接申し込みにより受け付け、計画収集を行う。また、公共下水道整備の進捗に伴い、収集量の変動も考えられるため、収集業者等の関係機関との協議を図り、収集方法の検討を行うものとする。

⑤被収集運搬し尿及び浄化槽汚泥

計画収集区域内から発生する、生し尿及び浄化槽汚泥の全量とする。

3　中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

生活圏から発生する生し尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握し、中間処理施設にて適切に処理することとする。

(2) 中間処理方法及び量

①処理の方法

中間処理の方法としては、現行どおり、生し尿及び浄化槽汚泥が処理可能な施設で処理を行う。

②中間処理量

中間処理施設での中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する生し尿及び浄化槽汚泥の全量とする。